各国における社会的な保護の土台に関する勧告(第二百二号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千十二年五月三十日にその第百一回会期として会合し、

社会保障についての権利が、人権であることを再確認し、

社会保障についての権利が、 雇用の促進と共に、 発展及び進歩のために経済的及び社会的に必要なも ので

あることを認め、

社会保障が、 貧困、 不平等、 社会的な排除及び社会的な不安定さを防止し、 及び減少させ、 機会均等並

に性及び人種の平等を促進し、 並びに非公式 の雇用から公式の雇用への 移行を支援するための 重要な手段で

あることを認識し、

社会保障が、 経済及び労働市場においてその変化に適応する力を人民が備えるようになるための投資であ

り、 ときの総需要を刺激し、 並 びに社会保障制度が、 並びに一層持続可能な経済への移行を支援することを考慮し、 社会及び経済を自動的に安定させるものとして運用され、 危機及びそれ以外の

困を克服 社会的な包摂と関連する持続可能で長期的な成長を目的とする政策を優先的な課題と位置づけ、 Ļ 並 び に地域内及び 地 域間 の社会的な不平等及び相違 を減少させることを助けるものであること 極 度 の貧

公式 の雇 用 ^ の移行 及び持続可能な社会保障制度の 確立が、 相互に補完的であることを認識 を考慮

Į

フ イラデルフィア宣言が、 「基本収入を与えて保護する必要の ある全ての者にこの収入を与えるように社

会的 保障措置を拡張 Ļ カコ つ、 広範な医療給付を拡張することを達成すること」に貢献するという国]際労働

機関の厳粛な義務を認めていることを想起し、

世界 人権宣 言、 特にその第二十二条及び第二十五条 \mathcal{O} 規定並 びに経済的、 社会的及び文化的 権 利 に 関 する

国際規 約、 特にその第 九条、 第十一条及び第十二条の 規定を考慮

(第百二号) ま た、 国際労働 千九 機関 百 兀 の社会保障に関する基 十四四 年の 所得保障に関する勧告 準、 特に、 千 (第六十七号) 九 百 五. 十二年の社会保障 及び千九百 兀 の最低基準 + 应 年 \dot{O} に関 医 的 保 する条約 護 E 関

する勧告 (第六十九号) を考慮 Ĺ 並 びにこれらの基準が、 社会保障制度と継続的に関連するものであり、

及び引き続き重要な参考であることに留意し、

保護に関する措置 仕事を置くための加盟国及び国際労働機関 際労働基準によるものを含む。 公正なグロ ーバル化のための社会正義に関する国際労働機関宣言が、 (全ての人民に対する社会保障の拡張を含む。)をとり、 を実施し、 の約束及び努力が、 並びに経済社会政策の中心に完全かつ生産的な雇 持続可能な及び各国の事 「国際労働機関の基本的な任務 及び強化することに基づくべき 情に応じた社会的な 用及び 適 一切な **国**

が二千十一年のその第百 性 び を認 開 包括 発 8 $\overline{\mathcal{O}}$ 的 る社会的 レ な社会保障 べ ル に適合する社会的な保護 な保護 制度の一部として、 回会期において採択 (社会保障) に の土台 国際労働 0 7 したもの) 7 0 \mathcal{O} 機関の 継続的 構築につい を考慮 既存の社会保障基準を補完し、 な議 7 論 に 0 関 加 する決議及び結 盟国に対する指針を提供する勧告 論 **国** 並びに各国]際労働 機関 0) 事 の総 \mathcal{O} 情及 必 会 要

であること」を認めていることを想起し、

前 記記 の会議 \mathcal{O} 議事 1日程 一の第四 議題である社会的な保護 の土台に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次 \mathcal{O} 勧 告 (引用に際しては、二千十二年の社会的な保護の土台勧告と称することができる。) を二千十二

年六月十四日に採択する。

I 目的、適用範囲及び原則

- 1 この勧告は、加盟国に対し、次の指針を提供する。
- (a) 適用可能な場合には、 国内の社会保障制度の基本的な要素として社会的な保護の土台を定め、

及び

維持すること。

- (b) 国際労働機関の社会保障基準を指針として、 可能な限り多くの人民に対し、 層高 \ \ 水準 Ó 社会保
- この 障 勧告の適用上、 を漸 進的 に確保する社会保障 社会的な保護の土台とは、 \mathcal{O} 拡張 のため 貧困、 0 戦 路にお ぜ **(**) 弱性及び社会的な排除 いて、 社会的な保護の土台を実施すること。 を防 止 į 又は軽減す

2

ることを目的とする保護を確保するものとして各国で定義する基本的 な社会保障 (T) 全体をいう。

3 加 盟国 は、 この勧告を実施するに当たり、 国の全体的か つ主要な責任を認識 Ĺ 次 \mathcal{O} 原則を適用すべき

(a) 社会的な連帯に基づく保護の普遍性

である。

- (b) 国内法に定める給付を受ける権利
- (c) 給付の妥当性及び予測可能性

- (d) 無差別、性の平等及び特別なニーズへの対応
- (e) 社会的な包摂(非公式な経済にある者を含む。)
- (f) 社会保障の対象となる人民の権利及び尊厳の尊重
- (g) 漸進的な実現(目標及び期間の設定を含む。)
- (h) 社会保 障 制 度に おけ る負担者と受益者との 間 に お け る責任と給付 との 間 \mathcal{O}

最適

な均

衡

を達ら

成しつ

- (i) つ、 方式 財政 及び に 取 お 組 1 方法 7 連帯すること。 (資金供与 \mathcal{O} 仕 組 み及び 供 給 \mathcal{O} 制度を含む。 \mathcal{O}
- (j) 透明な、責任のある及び健全な財政上の管理及び運営
- (k) 社会 正 義 及びた 衡平を十分に考慮 Ū た資 金上、 財政 上 及 び)経済 上の `持続 可 能 性
- (1) 社会、経済及び雇用に関する政策との整合性
- 無社会的な保護の提供について責任のある機関との間の整合性
- の 不服申立ての手続の効率性及び容易な利用

多様

性

この考慮

- (p) 実施状況についての定期的な監視及び評価
- (q) 全ての労働者 のため \mathcal{O} 団体交渉及び結社の自由についての十分な尊重
- (r)代表的 ?な使用者団体及び労働者団体の三者による参加 並 びに他 一の関係する代表的な団体との協議
- Ⅱ 国内の社会的な保護の土台
- 4 め、 加 盟 及び 玉 維 は、 持 すべきである。 自 玉 の事 情に応じて、 保障は、 基本的な社会保障から成る社会的な保護の土台をできる限り速や 必要とする全ての者がその生涯を通じて国内的に必要とされる物 か に定 品品 及
- 入が保障されることを少なくとも確保すべきである。

びサ

ビスを効果的に利用することを確保するとともに、

不可欠な保健サー

Ė

スを利用すること及び基本収

5 (a) 4 に 規定する社会的な保 各国で定義する物品及び 護の土台は、 サービスの全体の利用であって、 少なくとも次の基本的な社会保障から成るべきである。 利 用、 機会、 受入れ及び質 \mathcal{O} 基準

-を満

た

す不可欠な保健サー

ピ

ス

(母性

に関する保健を含む。)

から成るもの

(b) 育 児 童 保健その他 についての基本収入の保障であって、 の必要な物品及びサービスの利用を提供するもの 少なくとも最低限の水準として各国で定義する栄養、 教

- (c) 少なくとも最低限の水準として各国で定義する基本収入の保障であって、 特に、 疾病、 失業、 母 性
- 及び障害に関するも
- (d) 高齢 [者についての少なくとも最低限の水準として各国で定義する基本収入の保障
- 6 加 盟国 は 既存 0 国 際的 義務を条件として、少なくとも国内法令に定める全ての居住者及び児童 元に対
- Ļ の勧告に規定す る基本的な社会保障を提供すべきである。
- 7 基本的 な社会保障は、 法律で定めるべきである。 国内法令には、 保障を実施するため \mathcal{O} 給付 \mathcal{O} 範 囲 条
- 件及び・ 続 £ 明記されるべきである。 水準を明記すべ 不服申立て 不服 0 ての た 8 ため \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 公平、 \mathcal{O} 利 用 透明、 は 申 有効、 請者に対 簡 して無料 迅速、 で あるべきである。 簡便及び安価

きである。

申

立

8 加 盟 国 は、 基本的 な社会保障を定める場合には、 次のことを十分に検討すべきである。

制

度は

玉

内

 \mathcal{O}

法的

枠

組

み

 $\stackrel{'}{\mathcal{O}}$

遵守を強化するよう設けられるべきである。

(a) び í 貧 困 保健 サ が 増加する危険に直面すべきでないこと。 ビスを必要とする者が、 不可欠な保健サービスの利用による金銭上の結果によって 最もぜい弱な者のための出生前及び出生後の無料 困 |難及 \mathcal{O}

医 療も検討されるべきであること。

な手

易、

- (b) 準 令若しくは国内慣行によって定める他 びに地域的 は、 基本収入の保障は、 必要な物 な相違を考慮することができるものであること。 品及びサー 尊厳のある生活を可能とすべきであること。 -ビス、 国内の貧困の水準、 の比較可能な基準額の全体 社会的援助についての収入の基準 :の貨幣価値に対応することができ、 各国で定義する最低限の収入の水 額 文は 玉 || | | | |
- (c) 基本 的 な社会保障の 水準は、 適当な場合には、 国内法令又は 国 [内慣行によって定める透明性 のある

並

手 続により定期 的 に検討されるべきであること。

- (d) 並 びに これら 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 関係、 保障 する代 \mathcal{O} 水準 - 表的, \mathcal{O} 設定及び検討に関 な団 体 との 協 議 が確保されるべ Ļ 代表的, な使用者団 きであること。 体及び労働者団 体の三者による参加
- 9 (1) · 効率的: 加 盟国 な組 は、 基本: 合せを実施するため、 的 な社会保障を提供するに当たり、 様々な方法を検討すべきである。 玉 内 \mathcal{O} 状況における給付及び 制度の 最も効果的
- (2)付、 給付に 遺族給付、 は、 児童及び家族に関する給付、 失業給付、 雇用保障、 業務災害給付並びに現金又は現物によるその他の社会的な給付 疾病及び保健に関する給付、 母性給付、 障害給付、 老齢給 を

か

- (3)度、 これらの給付を提供する制度には、 公共職業安定制 度及び 雇用支援制度を含めることができる。 普 遍的な給付制度、 社会保険制度、 社会的 援助制度、 逆所得税制
- 10 加 盟 玉 には、 国内 の社会的 な保護の土台を定め、 実施するに当たり、

(a)

予防

的、

促進

的

及び

)積極的.

な

措

置、

給付並びに社会サー

ビスを組み合わせるべきである。

- (b) び 経 済活 に教育、 公的 動及び公式 調 達 職 業 政 訓 府 練、 \mathcal{O} による借款供 雇 用を促進 生産; 的 進 な すべ 与、 技 能 きであ 労働 及 び 監督、 雇用 る。 可 労働. 能 性を促進する政策を検討することにより、 市場 に関する政 分策及び 租 税上 0) 特典を含む 生産 政 的 策 な 並
- (c) Ľ \mathcal{O} 公式 他 並 \mathcal{O} 政 び \mathcal{O} 気策との に適 雇 用、 切 な 調 所 整を 仕事 得 \mathcal{O} 確保、 \mathcal{O} 創 枠 出 すべ 組 4 教 きである。 É 育、 お ****\ 識 て、 字、 仕事 職業 の安定、 訓 練、 技能 起業家精神及び 及 Ţ 雇 用 可 能性を促 持 続可 能な企業を助長するそ 進 Ļ 不安定さを減
- (1)及 討すべきである。 び 加 経済上の持続 盟 国 は、 異 なる人口集団 そのような方法には、 可能性を確保するため、 \mathcal{O} 能 力の貢献を考慮して、 個 別に又は組合せにより、 必要な資源を調達する種 国内 \mathcal{O} 社会的な保護 租税及び保険料に係る義務の効果的 々 の異なる方法を利用することを検 の土台の資金上、 財 政上、

11

な執行、 支出 の優先順位の再決定又は広範 かつ十分な漸 進的な収入の基礎を含めることができる。

(2)(1)に規定する方法を用いるに当たり、 加 盟国 は、 詐 欺、 脱税及び保険料の未納付を防止するための措

置を実施する必要性を検討すべきである。

12 済的 玉 及び 内 の社会的な保 財 政 的 な能 護 力が不十分である の土台は、 国 内 の財 加 盟 玉 源 は、 によって賄われるべきである。 自 玉 \mathcal{O} 取 組 を補完する国際協力及び支援を求めることが その保護を実施するために経

できる。

Ⅲ 社会保障を拡張するための国内の戦略

13 (1) 加 盟国 は、 効果的 な社会的 対話 及び 社 会的 参加 を通じ た 国 内 \mathcal{O} 協議 に基づき、 国 内 \mathcal{O} 社会保障 を拡 張

する戦略を策定し、及び実施すべきである。国内の戦略は、

(a) として、 最低 限 社会的な保護 の社会保障を有しない の土台 \mathcal{O} 実施を優先的 玉 のた 8) 0 開 始点として、 課題として位置づけるべきである。 また、 国内の社会保障 制 度の 基本的 な要素

(b) L て 一 可能な限 層高 り速や 7 水準の保護を提供するよう努めるものとすべきである。 かに、 加盟国 の経済的及び財政的な能力を反映しつつ、 可能な限り多くの人民に対

14

加

盟

玉

は、

- (2)加盟国は、 この 目的のため、 国内政策の目的と整合性 のある包括的かつ適切な社会保障制度を漸進的
- に 設 け、 及び 維持 Ļ 並びに社会保障政策と他 \mathcal{O} 公の政策とを調整するよう努めるべきである。
- (a) 玉 内 \mathcal{O} 優先事項を反映する目的を定めるべきである。

国内の社会保障を拡張する戦略を策定し、

及び実施する場合には

- (b) 保護に おける欠如及び 障害を特定すべきである。
- (c) 如 あ 拠出 を無くすよう努め る全ての関係者に対する既 制若 しく は 無拠 るべきである。 出 制 又はその双方を問 存 の拠 出 制 \mathcal{O} 制 わず、 度 \mathcal{O} 拡 適 張によることを含む。 切 カン つ効果的に調整され を通じて保護にお た 制 度 拠 出 \mathcal{O} け 能 る欠 力
- (d) 保障を補完すべきである。 適当な場合に は、 積 極 的 な労 働 市場 に関 する政策 (職 業訓 練 その 他 (T) 措置を含む。 により、 社会
- (e) 財政上 の要件及び財源並びに目的を漸 進的に達成するための期間及び優先度を特定すべきである。
- (f) (社会的対話によるものを含む。) を実施すべきである。 社会的な保護の土台及びこれを拡張する戦略について、 意識を高め、 並 びに広報に関する事業計

画

 \mathcal{O}

15 公式 社会保障を拡張する戦略は、 0 雇 用 の成長及び非公式 0 雇用 公式及び非公式の双方の経済における者について適用されるべきであり、 の減少を支援すべきであり、 並 びに加盟国 の社会上、 経済上及び環境

上 \mathcal{O} 開 発の ための計 画を実施することに適合し、及び貢献するものであるべきである。

16 社会保障を拡張する戦略は、 不利な立場にある集団及び特別な必要のある人民のために支援することを

確

保

すべきである。

17 け る場 加 盟 合には、 玉 は、 自 千 玉 九 \mathcal{O} 百 目 的、 五. 十二年の社会保障 優先事 項並びに経済的 (最低基準) 一及び財 政的 条約 な能力を反映する包括的な社会保障 (第百二号) 又は 層 進 歩 L た基準を を定 制 度を設 め る

18 を批 定める国際労働機関 とすべきである。 玉 加 際 盟 労 准することについ 働 玉 は、 機 関 自 の社会保障に 玉 \mathcal{O} 事情が の社会保障に関する他の条約及び勧告を批准 て検討すべきである。 関 許す限り速やかに、 でする他 \mathcal{O} 条約 及び さらに、 千九百五十二年の社会保障 勧告に規定する給付 加盟 玉 は、 適用可能なときは、 Ĺ 0 範囲及び水準 又は実施することについて検討すべ (最低基準) を達 条 約 層進 成することを目的 歩 (第百二号) した基準を

きである。

IV 監視

- 19 加 盟 玉 は、 自 国に おける適当な仕組み (代表的な使用者団体及び労働者団体の三者による参加 並 \mathcal{C}^{κ} に 他
- \mathcal{O} 関 係する代 表的 な 団体との 協議を含む。 を通じて、 社会的 な保護 0 土台を実施 及び 国 内 の社会保
- 障 を 拡 張する戦 略 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 目 的 を達成するに当たり、 進捗 状 況を監視すべきである。
- 20 加 盟 玉 は、 社会保障 を水 平 · 及び 垂 直 に更に拡張す えため、 、 進 捗 状 況を評価 Ļ 及び 政策を討議するため

 \mathcal{O}

玉

内

 \mathcal{O}

協

議

を定

期

的

12

開

催

すべ

きで

あ

る。

で定

期的

に

収

Ļ

分 析

Ļ

きである。

- 21 加 盟 玉 は、 集し、 19 \mathcal{O} 規 定 作 0 成 適用・ 上 特に 性 及び公表すべ 別により、 社会保障に 関するデータ、 統 計 及び指標を適当な 範 用
- 22 成し、 加 盟 又は改定するに当たり、 玉 は、 社 会保証 障に関するデー 玉 際 タ、 労働 統計 機 関 が 及 提供 Ű 指 する関連 標 \mathcal{O} 作 成に す うる指針、 お į١ て使用される概念、 特に適当な場合には、 定義 及び方法を作 第 九 口 玉 際
- 労 働 統 計 家会議が採 択 した社会保障 に関する統 計 \mathcal{O} 開 発に関する決議を考慮すべきで 、ある。
- 23 加 盟 玉 には、 自 玉 \mathcal{O} 社 会保障に関するデー タシ ・ステ ムに含まれる個人情報の安全を確保し、 及び当該個人
- 情 報 を保護するための 法的 枠組みを設けるべきである。

24 (1) 加盟国は、 加盟国間及び国際労働事務局との間で社会保障の戦略、 政策及び慣行に関する情報、 経験

及び専門的知識を交換することが奨励される。

(2) 加盟国は、 この勧告の実施に当たり、 国際労働機関その他関連する国際機関に対し、 これらの機関の

任務に従い、技術上の援助を求めることができる。